

日本小児外科学会「認定施設」申請資格について

(日本小児血液・がん学会専門医制度施行細則第3章認定施設第16条抜粋)

第16条(申請資格)

認定施設の認定を希望するものは、以下の基準をすべて満たしていることを要する。ただし、当分の間第7項および第14項を除外することができるものとする。

1. 小児外科の専門診療が行なわれていること。
2. 小児外科に専従する医師が2名以上常勤していること。なお、付則第3条に定める研修医は含めない。
3. 小児外科指導医が1名以上常勤していること。
4. 過去3年間の小児外科手術例数が、平均年間100例以上、および新生児外科症例数が平均年間10例以上あること。ただし、うち5例以上は新生児外科手術例であること。
5. 小児外科患者について剖検を行い得る体制にあり、かつ十分な経験を有する病理医の指導の下に剖検症例についての臨床病理検討会(CPC)が定期的に行われていること。
6. 小児外科の診療と卒後教育に協力する小児科および麻酔科の医師が常勤していること。
7. 独立した小児患者の看護単位をもつこと。
8. 以下の検査を常時施行しうること。
 1. X線撮影
 2. 血液ガス
 3. 血液一般検査(血算)および血液生化学検査
 4. 迅速病理診断
 5. 超音波検査
 6. CTスキャン
9. 放射線治療が可能なこと。
10. RI検査が可能なこと。
11. リハビリテーション機能をもち、医療相談業務が行なわれていること。
12. 医学的会合が定期的に行なわれていること。
13. 小児外科の卒後教育に関するカリキュラムをもっていること。
14. 実験研究設備をもっていること。